

整骨院自費導入アカデミー規約

(2014年6月14日制定)

【第1章 総則】

第1条 (名称及び事務局)

本会は、整骨院自費導入アカデミー (以下、本会という) と称し、アカデミー事務局 (以下、事務局という) を株式会社 アドバルーンの本店所在地に置く

第2条 (目的)

本会メンバーは、ただ自費メニューを導入し、自院の売上を上げることだけを目的とせず、柔整業界の未来のため、自ら率先して保険と自費を明確に使い分ける、あるいは自費に移行し白黒はっきりした接骨院・整骨院経営をしていくことを目的とする。

第3条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を実施する。具体的な実施内容、日程は事務局が定める。

- ・月1度、グループセッションを行う。
- ・会員同士の親交を深めるための各種イベント、交流会を開催する。
- ・治療技術セミナーを行う。(有料)
- ・インターネットセッションを随時行う。
- ・外部講師を招いての参加希望型特別セミナーを行う。(有料)

【第2章 会員】

第4条 (会員)

会員は、以下に該当し本会の目的に賛同し、事務局の定める方法にて入会の申込みをし、事務局がそれを認めた者とする。

- ・院の経営を、真の意味で健全化し、次世代に紡ぐことができる業界にしていける気のある法人や個人
- ・売上を上げることだけでなく、治療技術や人間性を高めていくことに努力を惜しまない法人や個人
- ・日本の未来を担う子供たちのため、教育へのサポートを惜しまない企業や個人

第5条 (除名)

会員による行為が、下記のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると事務局が判断した場合には、事務局は会員を除名することができる。事務局は、本条に基づき事務局が行った措置に基づき会員に生じた損害について一切の責任を負わない。なお、除名が入会から3ヶ月以内に行われた場合でも、次条の返金の規定は適用されないものとする。

- ・本会則のいずれかの条項に違反する行為
- ・事務局、又は他の会員その他第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
- ・犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
- ・法令又は事務局若しくは会員が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- ・手段の如何を問わず、事務局による本会の活動を妨害するおそれのある行為
- ・その他、事務局が不適切と判断する行為

第6条 (退会)

会員は、退会を希望する場合、1ヶ月前までに、所定の用紙にて退会の意思と、理由を事務局に届け出ることでいつでも任意に退会することができる。入会金は、3ヶ月以内の退会に限り、半額を返金するものとする。4ヶ月以降の退会については、入会金の返金が行わない。月額会費については、3ヶ月以内の退会であっても返金が行わないものとする。また、原則として、退会した会員は、再入会はできないものとする。

【第3章 会費】

第7条 (入会金)

本会への入会を認められた会員は、入会に際して以下に記載する入会金を事務局が指定する日までに事務局が指定する方法で納付する。振込手数料その他支払に必要な費用は会員の負担とする。

- ・法人(院) / 個人会員 1名 30万円(税別)
- ・法人(院) 会員 3名まで 50万円(税別)

第8条 (月額会費)

会員は、以下の月額会費を、事務局が認めるクレジットカードを利用した決済の方法により、当該決済に利用されるクレジットカード会社所定の支払時期に支払うものとする。なお、月の途中で入会又は退会した場合でも日割計算は行わないものとする。

- ・月額 10,000円(税別) (同一法人にて複数人登録する場合、人数分の月額会費)

【第4章 会員名簿】

第9条 (会員名簿)

本会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した会員名簿を作成する。会員は、当該会員名簿が会員内で共有されることをあらかじめ了承し、また、この会員名簿を本会のためにのみ利用し、第三者には提供、開示してはならない。

【第5章 免責】

第10条 (免責)

会員は、本会が会員同士がお互い刺激し合うための場であり、松村正隆の個別アドバイスの提供を行うものではないことを了解する。また、会員は、本会において会員同士又は松村正隆より受けたアドバイス、報告等について、その自己の業務への採否を自己の責任で決定するものとし、本会は会員のかかる選択の結果として生じたいかなる損害についても責任を負わないものとする。本会は、会員に対し、本会が会員にとって有益なものとなるよう努力を尽くすものとするが、本会が会員に対してその会員への効果、有用性等について保証をするものではない。

【第6章 付則】

第11条 (細則)

活動に必要な細則は別に定める。

【第7章 守秘義務】

第12条 (守秘義務)

会員は、アカデミー内で得たいかなる情報、知識、技術も、主宰者の許可なく他に漏洩してはならない。また、アカデミー内で学んだ内容でセミナー等を開催することも固く禁止する。

【第8章 施行】

第13条 (細則)

この規約は2014年6月14日より効力を発生する。